

特許を取得して与えられる 権利の本質

的場 成夫 (まとは・しげお)

的場特許事務所 所長

「特許を取ると特許庁からお金が貰える」など、特許取得＝金銭的メリットが降って湧いてくると誤解している人がたくさんいます。ここでは特許制度の本質と、産学連携の根底などについて考えます。

特許によって与えられる権利には、どのようなものがあるのでしょうか

事業の独占、特許証、特許料、ライセンス料の順で説明します。

(1) 事業の独占

特許出願をして、めでたく特許を取得した場合、受け取るのは金銭受け取り権ではありません。「その特許の対象となるモノを製造、販売等することを独占できる」権利です(特許法68条)。つまり「特許を取って大儲け」するためには、特許の対象となるモノを自ら製造、販売するという「事業」によって儲ける、という道が開かれただけなのです。

事業を独占するということは、事実上の価格決定権がありますから、その価格決定権を通じて金銭的な利益を得るということになるのです。

(2) 特許証

特許が登録されると、特許庁から「特許証(図1)」というものが送られてきます(特許法27条)。この特許証には特許権利者の名前だけでなく、発明者の名前も記載されています。発明者の栄誉をたたえ、さらなる発明意欲を抱いてもらおうといった目的で発行されます。

なお、特許法によって権利が与えられるのは、発明者ではなく出願人です。発明者と権利者とが違

う場合(発明者が企業の従業員で、出願人がその企業である等)の具体的な権利義務は、発明者と出願人に委ねられています(特許法35条)。

(3) 特許料

これが、よく耳にする「特許料」です。混乱してしまうことを半ば承知のうえで書きますが、特許法に定められている特許料とは、特許権利者に支払われるものではなく、特許権利者が特許庁に対して支払わなければならない登録料や登録継続料のことです。特許料を納付しなければ、特許権は消滅してしまふと定められています。

それはなぜかということ、特許料に関する規定は、特許料を支払ってでも事業の独占を継続したいという状況であれば支払い、特許料を支払ってまで特許権を継続する必要がないと特許権利者が判断すれば、特許権を消滅させ一般に開放しようという趣旨だからです。

支払う特許料ではなく、受け取ることでの特許料とは、どのようなものですか

それは「ライセンス料」です。

特許を取得しても、自分は自ら事業をするつもりはない、事業を興したい人や企業にライセンスして金銭を得られればよい、という考え方があります。

つまり、ライセンスとは、事業を独占できるという権利を第三者に分け与えることで、金銭的な利益を得ようというものです。

ライセンスの内容は、契約自由

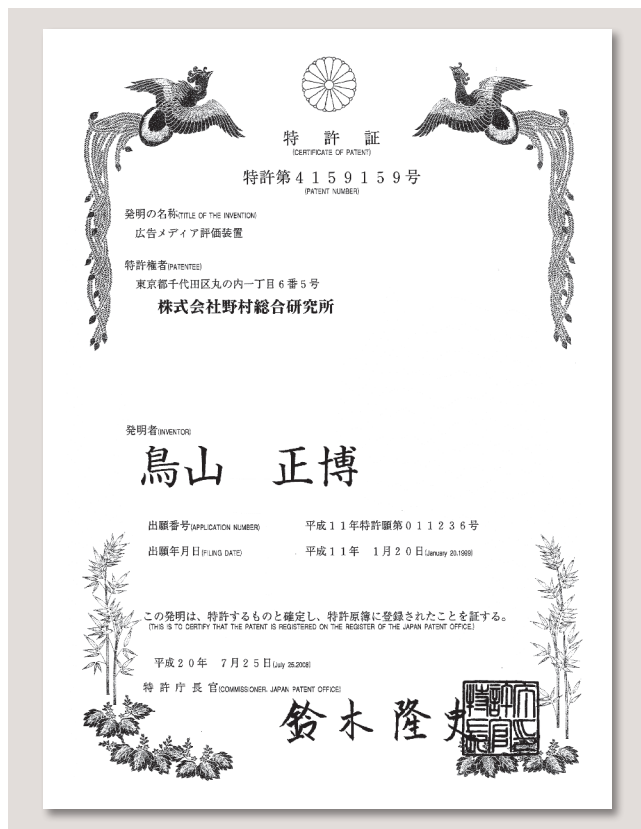


図1 特許証(サンプル)



的場 成夫

の原則に委ねられています。ライセンス料は〇%、といった取り決めが特許法にあるわけではありません。すなわち、特許権利者とその特許を使いたい第三者とが話し合っ
て契約条件を決定すればよいのです。

Q 大学で誕生した特許を企業にライセンスして事業化するのは、どのようなことですか

大学で誕生した特許を企業にライセンスして事業化することを道筋としているのが、一般に言う「産学連携」です。

大学のミッションは、真理の探求(研究)と教育にあり、事業化として利益を得るといった目的は大学にはありません。しかし、研究の成果を単に学会発表しただけで、特許出願をしておかないと研究成果が海外などに流出してしまいます。これでは、税金を使って研究をしたのに国益さえ損ねてしまう結果になります。そこで、大学の研究成果を積極的に特許出願し、その研究成果を使いたいという企業に対して大学がライセンスをするといった活動が、産学連携の肝となっています。

大学教授の基礎研究を地元企業が加工食品に開発するという産学連携の代表的な事例として次のものがあります。

北海道東海大学の西村弘行教授(現：学長)の研究成果である「ネギ属植物」の有効成分を抽出する技術を地元企業と共同出願し、特許を取得しました(特許番号3725079号)。

その特許を活かした「ギョウジャニンニク・タマネギ加工食品(名

称)」は地元企業が販売し、順調に売上げを伸ばしています(写真1)。

Q オープン・イノベーションについて教えてください

外部の知識・技術を活用しつつ、研究開発や事業化を行うビジネスモデルのことを言います。半導体業界や情報通信技術の分野など極めて革新的な技術は、一つの企業や組織からは誕生しにくくなっているとされています。

そうした中、特許を取得しても独占するのではなく、開放(有償か無償かは無関係)することによって、複数の組織が革新的技術の開発を目指すものです。技術や特許の仲介市場が必要となり、知財流通がこれまで以上に機能するようになることが期待されています。

Q パテント・トロールとは、何ですか

トロールとは、西欧の伝説上の「怪物」の意味です。「パテント・トロール」とは、自ら特許を用いて事業化することなく特許を買い集め、特許を無断で使用している会社をサーチし、特許権侵害を訴え出ることで、ライセンス料を徴



写真1 産学連携により誕生した栄養機能食品

収するビジネスのことを指します。以前は、「パテント・マフィア」という言い方が一般的でした。

このパテント・トロールというビジネスに対しては、特許権の正当な使い方ではない、ビジネスのリスクを高めるだけで特許法の目的である産業発達を阻害する、といった批判が高まっています。

Q パテント・トロールを禁止するような法律改正がなされるのでしょうか

パテント・トロールが盛んであると言われている米国では、特許法の改正への動きもあるようです。しかし日本では、特許法を改正するといった考えはまだ少数派のようです。

行政機関が行政手続きを経て定めた権利である特許権は財産であり、「パテント・トロールを禁止する」というような法律は、国民の財産をどのように使うかについて制限を設けるといった考え方となるため、自由主義社会に馴染まないということのようです。

パテント・トロールのように社会の批判となるようなビジネス活動ではなく、オープン・イノベーションや、それに伴う技術および特許の仲介活動といった社会に求められるビジネス活動が健全に育って欲しいと願うのは、私だけではないはずです。

技術や特許の中身は、商品やサービスと違って目に見えないため、技術や特許の仲介活動は非常に困難を伴っています。しかし、望まれている活動です。そこには、多くの智恵と多くの行動が求められています。